

まちかど 特派員のページ



こうかまちかど特派員
谷口 さとみ

地域の思いが詰まった青土太鼓踊り

土山町青土の秋の大祭には、毎年「豊年太鼓踊り」が地元の賀茂神社の祭礼で奉納されます。今年も10月8日に行われた地域の祭り青土太鼓踊りを紹介します。

青土各所を巡る御渡り

毎年、祭りで使用されるのぼりや花笠の飾りは作り直され、地域をあげて準備が行われます。祭りの当日は天気にも恵まれ、準備された鮮やかな花が青土の緑の山々に美しく映えます。枝垂桜を模した「ホイ」と呼ばれるのぼりを先頭に、花笠を被り、草わらじを履いた少年たちも随行し、太鼓やほら貝の音を響かせながら青土の地を渡ります。御渡りは、花宿である集落センターでの出立ちの踊りから始まり、賀



▲青鼓会のメンバーと踊り子たち

茂神社、山の神、清涼寺など青土各所を巡り、それぞれの場所でも異なった踊りや太鼓歌が披露されます。青土太鼓踊りの踊り

子は、小学生から高校生までと幅広い年代で構成されています。6人の踊り子は、家族や地域の協力のもと約2週間前から毎日練習を行っていました。練習の成果もあり、当日は息の合った歌と踊りが披露されました。

お昼前から始まった太鼓踊りは夕方まで続きます。踊り子たちも夕方には疲れも見えましたが、最後には皆達成感に満ちた笑顔があふれていました。

地域の伝統を心の財産に

土山町には、太鼓踊りがいくつもあつたと聞いています。しかし、後継者不足が原因でなくなってしまう踊りもあるとのこと。この青土太鼓踊りも、これまでも何度も踊りの存続について地域で話し合われてきました。6年前には有志が集まり、踊りを続けていくための「青鼓会」が結成され、何とか続けてきました。後継者不足などから残念ながら踊りは今年までとなりませんでした。地域の人たちが



▲清涼寺での御渡り

からも残念と惜しむ声も聞かれ、踊り子の中にも、毎年のこの踊りを楽しみにしていた子どもたちやそれを見守ってきた家族も複雑な心境でした。県の選択無形民俗文化財に指定されたこの太鼓踊り。形はなくても、それを経験した私たちの心に財産として、その伝統を守らなくてはならないと感じました。



▲鮮やかな花笠を身につけた踊り子



▲桑名市で開催された民俗芸能大会で披露した青土太鼓踊り

30・10運動で実践 減らしましょう

現在、食べられるのに捨てられている食品、いわゆる「食品ロス」が問題になっており、1日に国民1人当たりお茶碗約1杯分(約133g)の食べ物が捨てられています(農林水産省および環境省「平成27年度推計」)。

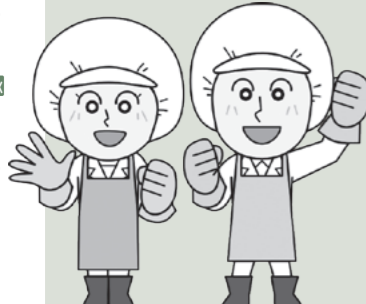
年末年始は宴会など外食が多くなる時期です。食品ロスを減らすためにできることを考えてみましょう。

1. 食事前

食べられる量のメニューを選びましょう。ハーフサイズや少量コースを利用しましょう。

2. 食事中

全国的に30・10(さんまるいちまる)運動が展開されています。宴会などでは、開始30分間と終了前10分間は料理を楽しむ心がけをしましょう。



●問い合わせ ●生活環境課 廃棄物対策係 ☎69-2145 ☎63-4582

甲賀消防ニュース



火災を起こさない「3つの習慣・5つの対策」

本格的に冷え込むこの季節は、ストーブ等の暖房器具を使用される機会が増えます。火災を起こさないためにも次の3つの習慣・5つの対策を行いましょ。

【3つの習慣】

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【5つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐために、寝室に住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。
- 家の周りに燃えやすい物を置かないようにし、放火されない環境をつくる。

甲賀消防管内における各種災害の発生件数

	火災	救急	救助	その他
甲賀市	32件	3,179件	43件	458件
前年比	-26件	319件	-11件	282件

(平成30年10月末現在)

●問い合わせ ●甲賀広域行政組合 消防本部 通信指令課 ☎62-0119 ☎62-3666 ☎fd-tsushin@koka-koiki.jp 組合ホームページ http://www.koka-koiki.jp

みんなの交通安全 (甲賀警察署)



飲酒運転は悪質重大な犯罪

年末は、忘年会などでお酒を飲む機会が多くなり、飲酒運転による重大事故の発生が懸念されます。

飲酒運転で検挙された方の中には、「出来心で飲酒運転しました」と言い訳をする方がいますが、言い訳で済まされるような軽いものではありません。

飲酒運転は、他人の人生やあなたの人生、そしてあなたの家族の人生を狂わせる悪質で重大な犯罪です。絶対やめましょう。

また、「飲酒運転に同乗した人」「お酒を提供した人」「飲酒運転をする人に車を貸した人」なども処罰されます。

社会全体で飲酒運転をさせない環境作りに努めましょう。

市内における交通(人身)事故発生状況

	本年	前年	増減数	10月中
発生件数	192件	203件	-11件	19件
死者数	3人	5人	-2人	0人
負傷者数	239人	244人	-5人	23人

(平成30年10月末現在)

●問い合わせ ●生活環境課 防犯交通対策係 ☎69-2143 ☎63-4582